

意見書

平成19年7月20日

総務省 情報通信政策局
情報通信政策課 通信・放送法制企画室 御中

郵便番号	163-8019
(ふりがな)	とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住所	東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな)	ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしや
氏名	東日本電信電話株式会社
	代表取締役社長 <small>たかべ とよひこ</small> 高部 豊彦

「『通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ』に対する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめ」に対する意見

意見提出者 東日本電信電話株式会社

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
4 頁	1 行～	<p>2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性</p> <p>(1) ユビキタスネット社会を見通した検討の視点</p> <p>2011年に向けて進展する全てのネットワークのデジタル化と並行して、現在急速に展開しつつある「ALL IP」化がさらに幅広いネットワーク、サービスに波及すると見込まれる。これにより、IPを通じて様々な通信用設備が統合されたボーダレスなネットワーク・インフラが形成され、そのインフラ上で政治・経済・社会その他人間のあらゆる活動が行われる社会が本格的に展開すると予想される。</p> <p>このため、法体系の検討にあたっては、ユビキタスネット社会の形成を促進し、ICTネットワークを介してあらゆる経済社会活動が安心、安全に行えるようにするため、制度上対応が求められる事項を洗い直し、抜本的に再構成する視点が求められる。</p>	<p>通信・放送法制の抜本的再編の検討にあたっては、利用者が、いつでも、どこでも、安心・安全かつ低廉に情報を入手可能とするとともに、IP化をベースとしたイノベーションを促進することによって、我が国全体の国際競争力を強化するという観点が重要であると考えます。</p> <p>そのためには、事業者の自由な事業展開を通じて、ユビキタスネット社会の土台となるインフラ設備の構築を促進し、お客様が多彩なサービスを享受できるようにすることが必要であると考えます。</p> <p>したがって、通信・放送法制の見直しにあたっては、従来の規制のフレームワークを抜本的に見直し、規制緩和の方向で検討を進めていただきたいと考えます。</p>

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
11 頁	10 行～	<p>4 プラットフォームに関する法体系のあり方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(中略)</p> <p>インターネット（開放）網においては、伝送サービス提供事業者がオープンアクセス等の規制を受け一方で、通信インフラをコンテンツ配信・商取引・公的サービス提供基盤として運用するために必須となるこれらプラットフォーム機能について、「ネットワーク外部性」等により周辺市場を含めた寡占化傾向が見受けられる。このため、「プラットフォーム機能」が新たなボトルネックを形成し、事業者の自由で健全な経済活動だけでなく、情報の自由な流通をも阻害するおそれがある。</p> <p>ユビキタスネット社会の健全な形成という観点から、このようなネットワークの機能・構造の変化を踏まえ、ネットワークにおける事業者間の自由かつ公正な競争を促進するため、必要な範囲でプラットフォーム機能に対しても、例えばサービス提供における不当な差別的取扱いの禁止など、オープン性を確保するための規律を、その必要性も含めて検討することが必要である。ただし、プラットフォーム機能については、技術革新に対応して最も変化の激しい分野であり、一定の規律を適用する場合にもその必要性について不断に見直すことが求められる。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) プラットフォーム規律のアプローチ</p> <p>(中略)</p> <p>このため、「放送プラットフォーム規律」に加え、ユーザー認証機能、セキュリティ機能などについて、誰もが公平に利用すべき、あるいはそれがないと不測の損害を利用者が被るおそれがある。</p>	<p>技術面・サービス面で発展途上にあるIP分野においては、事業者の自由な事業展開による市場競争の中で、お客様が多彩なサービスを楽しむことができるようにするとともに、我が国産業全体の活性化を図ることによって、国際競争力を有するようなプラットフォームビジネスの形成を促進すべきであると考えます。</p> <p>したがって、技術革新・サービス創造や事業者の自由な事業活動の妨げとならないよう、プラットフォーム機能に対する規制は差し控えるべきであると考えます。</p>

		<p>る共通機能と認められる場合には、技術革新のインセンティブを阻害するおそれがあることに配慮しつつ個々に規律の必要性を検討すべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、プラットフォーム機能は、伝送インフラとともに伝送サービスの一部として提供される場合があり、その場合、伝送サービスにおける規律をプラットフォーム機能まで適用することが考えられる。</p>	
--	--	--	--

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
18 頁	1 行～	<p>7 終わりに</p> <p>(1) ユビキタスネット社会構築に関する将来的課題</p> <p>本編では、ネットワーク上の情報流通を規律する中核法制として通信・放送法制の再編の方向性を提示したが、ユビキタスネット社会構築に向けた制度上の課題はこれにとどまるものではない。</p> <p>ICT利用については、IT戦略本部設置、IT基本法制定以降、電子商取引関係諸制度や行政情報化関係諸制度等が整備され、経済・社会の各方面におけるICT利活用の促進が図られたところである。しかし、個々に生じた課題について、民法・刑法等の一般法制や書面の交付等に係る個別法制、個人情報保護法制、セキュリティ法制、著作権法制などをその都度措置してきたため、「パッチワーク的」になっていることは否めない。ユビキタスネットの経済・社会への浸透をさらに進める観点からは、従来のアプローチではなく、関係府省が連携して「情報」という切り口で既存法制の整合性を検証、課題を再整理し、「包括的なユビキタスネット法制」として再設計する可能性についても議論すべきである。</p>	<p>IPをベースとしたユビキタスネット社会の構築にあたっては、通信・放送法制の見直しにとどまらず、「中間取りまとめ」にも記述されているように、著作権法等も含め総合的な議論を行う必要があると考えます。</p>